

令和6年2月21日

第1回廿日市市議会議案  
(第1回定例会)

廿日市市



## 第1回廿日市市議会議案目次

報告第2号	専決処分事項の報告について	1
議案第12号	廿日市市監査委員条例等の一部を改正する条例	3
議案第13号	廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例	7
議案第14号	職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第15号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	19
議案第16号	廿日市市市民センター条例の一部を改正する条例	47
議案第17号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	51
議案第18号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	57
議案第19号	廿日市市漁港管理条例及び廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	61
議案第20号	廿日市市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例	65
議案第21号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	69
議案第22号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	75
議案第23号	廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	89
議案第24号	廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び	97

	運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例	
議案第 2 5 号	廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例	… 1 0 3
議案第 2 6 号	廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例を廃止 する条例	… 1 0 9
議案第 3 5 号	過疎地域持続的発展計画の変更について	… 1 1 3
議案第 3 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更 について	… 1 1 7
議案第 3 7 号	財産の減額譲渡について	… 1 2 1
議案第 3 8 号	財産の取得について	… 1 2 5
議案第 3 9 号	市道路線の認定及び廃止について	… 1 2 7
議案第 4 0 号	財産の取得について	… 1 3 1
議案第 4 1 号	財産の取得について	… 1 3 3
議案第 4 2 号	財産の取得について	… 1 3 5
議案第 4 3 号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	… 1 3 7
議案第 4 4 号	廿日市市監査委員の選任の同意について	… 1 3 9
議案第 4 5 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	… 1 4 1
議案第 4 6 号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	… 1 4 3
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	… 1 4 5

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月21日

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて  
損害賠償額 73,150円
  
- 2 専決処分年月日 令和6年1月30日

(参考事項)

令和5年11月30日阿品台西小学校駐車場で発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第12号

廿日市市監査委員条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年2月21日

廿日市市長 松本 太郎

## 廿日市市監査委員条例等の一部を改正する条例

(廿日市市監査委員条例の一部改正)

第1条 廿日市市監査委員条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

(廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例（平成17年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(廿日市市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 廿日市市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第20

号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法等の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第13号

廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年2月21日

廿日市市長 松本 太郎

## 廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例

廿日市市職員定数条例（昭和62年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「800人」を「819人」に改め、同表3の項中「76人」を「69人」に改め、同表4の項中「3人」を「4人」に改め、同表6の項中「3人」を「4人」に改め、同表7の項中「179人」を「185人」に改め、同表合計の項中「1,075人」を「1,095人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

定員管理計画の見直しによる職員数の増加等に伴い、条例で定める職員の定数を改めるため、この条例案を提出するものである。



議案第14号

職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年2月21日

廿日市市長 松本 太郎

職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職員の給与、  
旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第16条第2号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第17条第4項中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

(会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の130」に改める。

第26条第2項中「100分の125」を「100分の130」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条、第16条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900
2	163,200	209,700	242,400
3	164,400	211,400	243,800
4	165,500	212,900	245,200
5	166,600	214,400	246,400

6	167,700	216,200	248,000
7	168,800	217,900	249,500
8	169,900	219,600	250,900
9	170,900	221,100	252,000
10	172,300	222,600	253,400
11	173,600	224,100	254,900
12	174,900	225,600	256,200
13	176,100	226,800	257,500
14	177,600	228,200	258,700
15	179,100	229,600	259,900
16	180,700	231,000	261,100
17	181,800	232,400	262,300
18	183,200	234,000	263,600
19	184,600	235,500	264,900
20	186,000	236,900	266,200
21	187,300	238,100	267,600
22	189,600	239,700	269,100
23	191,800	241,200	270,700
24	194,000	242,600	272,200
25	196,200	243,600	273,800
26	197,900	245,100	275,500
27	199,400	246,400	277,100
28	200,900	247,600	278,700
29	202,400	248,700	280,300
30	203,800	249,700	281,800
31	205,200	250,600	283,300
32	206,600	251,500	284,800
33	208,000	252,400	285,900
34	209,300	253,300	287,500
35	210,600	254,100	289,000
36	211,900	254,900	290,500
37	213,200	255,600	291,900
38	214,400	256,700	293,500
39	215,600	257,900	295,100
40	216,700	259,000	296,700
41	217,800	260,200	298,200
42	218,900	261,400	299,800
43	219,900	262,500	301,300
44	220,900	263,600	302,800
45	221,800	264,700	304,400
46	222,700	265,800	306,000
47	223,600	266,900	307,600
48	224,500	267,900	309,100
49	225,400	268,900	310,000
50	226,300	269,900	311,500
51	227,200	270,900	313,000
52	228,100	271,800	314,600

53	228,900	272,700	316,200
54	229,800	273,600	317,800
55	230,700	274,500	319,300
56	231,500	275,400	320,800
57	231,800	276,300	322,200
58	232,600	277,200	323,400
59	233,300	278,100	324,500
60	233,900	279,000	325,600
61	234,500	280,000	326,300
62	235,200	281,000	327,200
63	235,800	281,900	328,000
64	236,300	282,800	328,800
65	236,800	283,300	329,600
66	237,300	284,000	330,000
67	237,800	284,700	330,600
68	238,400	285,600	331,300
69	238,900	286,600	332,100
70	239,400	287,400	332,800
71	239,900	288,200	333,500
72	240,400	289,000	334,100
73	240,900	289,700	334,600
74	241,400	290,200	335,200
75	241,800	290,600	335,700
76	242,300	291,000	336,300
77	242,800	291,200	336,600
78	243,300	291,500	337,100
79	243,800	291,700	337,500
80	244,300	292,000	337,900
81	244,700	292,200	338,300
82	245,200	292,400	338,800
83	245,600	292,700	339,300
84	246,000	292,900	339,800
85	246,400	293,200	340,100
86	246,800	293,500	340,500
87	247,200	293,800	341,000
88	247,600	294,100	341,400
89	248,000	294,400	341,700
90	248,500	294,800	342,100
91	248,800	295,100	342,600
92	249,100	295,500	343,000
93	249,400	295,700	343,200
94		295,900	343,600
95		296,200	344,100
96		296,600	344,500
97		296,800	344,700
98		297,100	345,100
99		297,500	345,500

100	297,900	345,800
101	298,100	346,100
102	298,400	346,500
103	298,800	346,900
104	299,100	347,300
105	299,300	347,800
106	299,600	348,200
107	300,000	348,600
108	300,300	349,000
109	300,500	349,500
110	300,900	349,900
111	301,300	350,200
112	301,600	350,500
113	301,800	351,000
114	302,000	
115	302,300	
116	302,700	
117	302,900	
118	303,100	
119	303,400	
120	303,700	
121	304,100	
122	304,300	
123	304,600	
124	304,900	
125	305,200	

第3条 会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 第2号会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該第2号会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）についても、

同様とする。

2 第2号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額その他第2号会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

4 第2号会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第23条の2及び第23条の3の規定を準用する。

第26条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第26条の2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該第1号会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額その他第1号会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

4 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第23条の2及び第23条の3の規定を準用する。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）別表第1の規定は令和5年4月1日から、改正後の会計年度任用職員給与条例第15条第2項及び第26条第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の会計年度任用職員給与条例別表第1の規定にかかわらず、次の会計年度任用職員以外の会計年度任用職員として任用された期間の令和5年度中の給与については、なお従前の例による。
  - (1) 改正後の会計年度任用職員給与条例第2条第1項の第2号会計年度任用職員
  - (2) 改正後の会計年度任用職員給与条例第16条第5項の規定により基本報酬が月額で定められている第1号会計年度任用職員（改正後の会計年度任用職員給与条例第2条第2項の第1号会計年度任用職員をいう。次号において同じ。）
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、改正後の会計年度任用職員給与条例第26条第1項前段の規則で定める職員に該当しない第1号会計年度任用職員  
(給与の内払)
- 4 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

職員の給与に関する条例の給料表及び期末手当の支給割合の改定を踏まえ、会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給割合を改定し、及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定が整備されることに伴い、会計年度任用職員に対して支給する勤勉手当に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第15号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年2月21日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第5号中「建築認定」を「建築等の認定」に、

「

<p>低炭素建築物新築等計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定</p>		<p>ア 戸建て住宅又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他の戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>イ 共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数の欄に掲げる</p>	<p>ア 1申請をもって1件とする。</p> <p>イ 認定基準適合図書とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する図書をいう。</p>
---------------------------------------	--	---	---

区分に応じて定める額に共同住宅等に係る審査の欄の共用部分の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額

ウ 非住宅（居住の用に供する部分、共用部分及び工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲

げる区分に応じ  
て定める額

エ 工場等の全体  
について認定を  
受けようとする  
場合の手数料の  
額は、工場等に  
係る審査の欄に  
掲げる区分に応  
じて定める額

オ 共同住宅等、  
非住宅及び工場  
等を有する複合  
建築物の全体に  
ついて認定を受  
けようとする場  
合の手数料の額  
は、共同住宅等  
に係る審査の欄  
の総住戸数の欄  
に掲げる区分に  
応じて定める額  
に共同住宅等に  
係る審査の欄の  
共用部分の欄に  
掲げる区分に応  
じて定める額を  
加えた額に、非

住宅に係る審査  
の欄に掲げる区  
分に応じて定め  
る額及び工場等  
に係る審査の欄  
に掲げる区分に  
応じて定める額  
を加えた額

カ 都市の低炭素  
化の促進に関す  
る法律（平成2  
4年法律第84  
号）第54条第  
2項の規定によ  
る審査を申し出  
る場合の手数料  
の額は、低炭素  
建築物新築等計  
画の認定に係る  
手数料の額に、  
建築物に関する  
確認又は計画通  
知に係る審査を  
申し出る場合は  
建築物に関する  
確認又は計画通  
知の項に定める  
手数料の額を、

			建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額
住戸に係る審査			<p>ア 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。</p> <p>イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。</p>
戸建て住宅	1件	3万7,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、5,000円
共同住宅等			共同住宅等の全体又は複合建築物の全体と併せて認定を受けようとする場合は、免除とする。
1戸	1件	3万7,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、5,000円
2戸以上10戸以下	1件	3万7,000円に申請住戸数から1を減じた数に7,600	認定基準適合図書を提出する場合は、5,000円に申請住戸数から1を減じ

		円を乗じて得た額 を加えた額	た数に 1,300 円を乗じて 得た額を加えた額
11 戸以上 100 戸 以下	1 件	10 万 6,000 円に申 請住戸数から 10 を減じた数に 2,200 円を乗じて 得た額を加えた額	認定基準適合図書を提出 する場合は、1 万 7,000 円に申請住戸数から 10 を 減じた数に 700 円を乗じ て得た額を加えた額
101 戸以上 200 戸以下	1 件	30 万 9,000 円に申 請住戸数から 100 を減じた数に 1,000 円を乗じて 得た額を加えた額	認定基準適合図書を提出 する場合は、8 万 8,000 円に申請住戸数から 100 を減じた数に 500 円を乗 じて得た額を加えた額
201 戸以上	1 件	41 万 8,000 円に申 請住戸数から 200 を減じた数に 800 円を乗じて得た額 を加えた額（64 万 4,000 円を上限と する。）	認定基準適合図書を提出 する場合は、13 万 9,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 200 円を乗 じて得た額を加えた額 （18 万 8,000 円を上限と する。）

を

「

低炭素建築物新築等計 画（計画の変更を含 む。以下同じ。）の認 定	ア 戸建て住宅に ついて認定を受 けようとする場 合の手数料の額 は、戸建て住宅 に係る審査の欄	ア 1 申請をもって 1 件 とする。 イ 工場等とは、工場、 畜舎、自動車車庫、自 転車駐車場、倉庫、観 覧場、卸売市場、火葬
--	---	---

	<p>に掲げる額</p> <p>イ 共同住宅等 （共同住宅、長 屋その他の戸建 ての住宅以外の 住宅をいう。以 下同じ。）の全 体又は複合建築 物（住宅部分 （建築物のエネ ルギー消費性能 の向上等に関す る法律（平成2 7年法律第53 号。以下「建築 物省エネ法」と いう。）第11 条第1項に規定 する住宅部分を いう。以下同 じ。）及び非住 宅部分（建築物 省エネ法第11 条第1項に規定 する非住宅部分 をいう。以下同 じ。）を有する 建築物をいう。</p>	<p>場その他エネルギーの 使用状況に関してこれ らに類するものをい う。</p> <p>ウ 認定基準適合図書と は、都市の低炭素化の 促進に関する法律第5 4条第1項各号に掲げ る基準に適合している ことを証する図書をい う。</p>
--	---	--

以下同じ。)の住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数の欄に掲げる区分に応じて定める額に共同住宅等に係る審査の欄の共用部分の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額

ウ 住宅部分を有しない建築物の全体又は複合建築物の非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅部分のうち工場等以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応

じて定める額に  
非住宅部分のう  
ち工場等の部分  
に係る審査の欄  
に掲げる区分に  
応じて定める額  
を加えた額

エ 複合建築物の  
全体について認  
定を受けようと  
する場合の手数  
料の額は、共同  
住宅等に係る審  
査の欄の総住戸  
数の欄に掲げる  
区分に応じて定  
める額に共同住  
宅等に係る審査  
の欄の共用部分  
の欄に掲げる区  
分に応じて定め  
る額を加えた額  
に、非住宅部分  
のうち工場等以  
外の部分に係る  
審査の欄に掲げ  
る区分に応じて  
定める額及び非

住宅部分のうち  
工場等の部分に  
係る審査の欄に  
掲げる区分に応  
じて定める額を  
加えた額

オ 都市の低炭素  
化の促進に関す  
る法律（平成2  
4年法律第84  
号）第54条第  
2項の規定によ  
る審査を申し出  
る場合の手数料  
の額は、低炭素  
建築物新築等計  
画の認定に係る  
手数料の額に、  
建築物に関する  
確認又は計画通  
知に係る審査を  
申し出る場合は  
建築物に関する  
確認又は計画通  
知の項に定める  
手数料の額を、  
建築設備に関す  
る確認又は計画

		通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額	
戸建て住宅に係る審査	1件	3万7,000円	<p>ア 認定基準適合図書を提出する場合は、5,000円</p> <p>イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。</p>

に、

「

ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。

イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定

を

「

ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。

イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定

に、

した手数料の額の2分の1の額とする。  
 ウ 共用部分を計算しない数値による評価により認定を受けようとする場合は、共用部分の手数料の額は加算しない。

した手数料の額の2分の1の額とする。

」

」

「非住宅に係る審査

を

「非住宅部分のうち工場等以外の部分に係る審査

に、

」

」

「工場等に係る審査

を

「非住宅部分のうち工場等の部分に係る審査

に改め、「(建築物の

」

」

エネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）」を削り、

「

<p>建築物エネルギー消費性能向上計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定</p>		<p>ア 戸建て住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能</p>	<p>ア 1申請をもって1件とする。        イ 誘導基準適合図書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1</p>
--	--	---	---

の向上に関する  
法律第11条第  
1項に規定する  
住宅部分をい  
う。以下同様  
じ。)及び非住  
宅部分を有する  
建築物をいう。  
以下同じ。)の  
住戸について認  
定を受けようと  
する場合の手数  
料の額は、住戸  
に係る審査の欄  
に掲げる区分に  
応じて定める額

イ 共同住宅等の  
全体について認  
定を受けようと  
する場合の手数  
料の額は、共同  
住宅等に係る審  
査の欄に掲げる  
区分に応じて定  
める額

ウ 住宅部分を有  
しない建築物の  
全体又は複合建

項各号に掲げる基準に  
適合していることを証  
する図書をいう。

ウ モデル建築物誘導基  
準とは、基準省令第1  
0条第1号イ(2)及  
び同号ロ(2)の基準  
(複合建築物が同条第  
3号ロ(1)から  
(3)までに適合する  
場合にあっては、同条  
第1号イ(2)及び同  
号ロ(2)の基準又は  
基準省令第1条第1項  
第1号ロ及び第10条  
第1号イ(2)の基  
準)をいう。

建築物の非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額

エ 複合建築物の住戸及び非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額

オ 複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同

住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額

カ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「複数建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）について認定を受けようとする場合の手数料の額は、当該計画に係る建築物（認定を受けた建築物エネルギー

一消費性能向上  
計画又は複数建  
築物エネルギー  
消費性能向上計  
画における建築  
物に変更の事由  
が生じる場合  
は、変更の事由  
が生じる建築  
物、認定を受け  
た建築物エネル  
ギー消費性能向  
上計画又は複数  
建築物エネルギ  
ー消費性能向上  
計画に新たに建  
築物のエネルギ  
ー消費性能の向  
上に関する法律  
第34条第3項  
各号に掲げる事  
項を記載しよう  
とする場合は、  
当該記載に係る  
建築物) 1棟ご  
とにアからオま  
でに定める額を  
合算した額

キ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により審査を申し出る場合の手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加

		えた額	
住戸に係る審査			<p>ア 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。</p> <p>イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、2分の1の額とする。</p>
戸建て住宅	1件	3万7,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円
共同住宅等			共同住宅等の全体又は複合建築物の全体と併せて認定を受けようとする場合は、免除とする。
1戸	1件	3万7,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円
2戸以上4戸以下	1件	3万7,000円に申請住戸数から1を減じた数に1万2,000円を乗じて得た額を加えた額	誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円に申請住戸数から1を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額
5戸以上15戸以下	1件	7万5,000円に申請住戸数から4を減じた数に4,500	誘導基準適合図書を提出する場合は、1万円に申請住戸数から4を減じた

		円を乗じて得た額 を加えた額	数に 1,000 円を乗じて得 た額を加えた額
16 戸以上 45 戸 以下	1 件	12 万 5,000 円に申 請住戸数から 15 を減じた数に 2,900 円を乗じて 得た額を加えた額	誘導基準適合図書を提出 する場合は、2 万 1,000 円に申請住戸数から 15 を 減じた数に 900 円を乗じ て得た額を加えた額
46 戸以上	1 件	21 万 4,000 円に申 請住戸数から 45 を減じた数に 1,600 円を乗じて 得た額を加えた額 (30 万 6,000 円を 上限とする。)	誘導基準適合図書を提出 する場合は、4 万 9,000 円に申請住戸数から 45 を 減じた数に 600 円を乗じ て得た額を加えた額 (8 万 7,000 円を上限とす る。)

を  
「

建築物エネルギー消費 性能向上計画（計画の 変更を含む。以下同 じ。）の認定	ア 戸建て住宅に ついて認定を受 けようとする場 合の手数料の額 は、戸建て住宅 に係る審査の欄 に掲げる額 イ 共同住宅等の 全体又は複合建 築物の住宅部分 について認定を	ア 1 申請をもって 1 件 とする。 イ 誘導基準適合図書と は、建築物省エネ法第 35 条第 1 項各号に掲 げる基準に適合してい ることを証する図書を いう。 ウ モデル建築物誘導基 準とは、基準省令第 1 0 条第 1 号イ（2）及
---	---	--

受けようとする  
場合の手数料の  
額は、共同住宅  
等に係る審査の  
欄に掲げる区分  
に応じて定める  
額

ウ 住宅部分を有  
しない建築物の  
全体又は複合建  
築物の非住宅部  
分について認定  
を受けようとし  
る場合の手数料  
の額は、非住宅  
部分に係る審査  
の欄に掲げる区  
分に応じて定め  
る額

エ 複合建築物の  
全体について認  
定を受けようと  
する場合の手数  
料の額は、共同  
住宅等に係る審  
査の欄に掲げる  
区分に応じて定  
める額に非住宅

び同号ロ（２）の基準  
（複合建築物が同条第  
３号ロ（１）から  
（３）までに適合する  
場合にあつては、同条  
第１号イ（２）及び同  
号ロ（２）の基準又は  
基準省令第１条第１項  
第１号ロ及び第１０条  
第１号イ（２）の基  
準）をいう。

部分に係る審査  
の欄に掲げる区  
分に応じて定め  
る額を加えた額  
オ 建築物省エネ  
法第34条第3  
項各号に掲げる  
事項を記載しよ  
うとする建築物  
エネルギー消費  
性能向上計画  
(以下「複数建  
築物エネルギー  
消費性能向上計  
画」という。)  
について認定を  
受けようとする  
場合の手数料の  
額は、当該計画  
に係る建築物  
(認定を受けた  
建築物エネルギ  
ー消費性能向上  
計画又は複数建  
築物エネルギー  
消費性能向上計  
画における建築  
物に変更の事由

が生じる場合は、変更の事由が生じる建築物、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする場合は、当該記載に係る建築物) 1棟ごとにアからエまでに定める額を合算した額

カ 建築物省エネ法第35条第2項の規定により審査を申し出る場合の手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認

		<p>定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額</p>	
戸建て住宅に係る審査	1件	3万7,000円	<p>ア 誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円</p> <p>イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る</p>

			手数料の額は、2分の1の額とする。
--	--	--	-------------------

に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号」を「建築物省エネ法第2条第3号」に改め、同表第8号中

118万円	145万円
141万円	172万円
159万円	192万円
195万円	236万円
227万円	274万円
455万円	564万円

を に、

582 万円	724 万円
707 万円	879 万円

	<p>1 申請をもって1 件とする。製造の許可に係る完成検査は、当該手数料の額の 4 分の 3 の額とする。（液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第 37 条の 3 第 1 項の完成検査を受け、同法第 37 条の技術上の基準に適合していると認められたものに係るものについては 6,100 円）</p>
7,400 円	
1 万 1,000 円	
1 万 3,000 円	

「

	1 申請をもって1件とする。当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けたものについては、6,000円とする。製造の許可に係る完成検査は、当該手数料の額の4分の3の額とする。（液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものに係るものについては6,100円)
7,400円	
1万1,000円	
1万3,000円	

に改める。

」

## 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部が改正され、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定単位が改められることに伴い、必要な規定の整理を行うとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、危険物の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可及び高圧ガスの製造の許可に係る審査の標準手数料額が改定されることに伴い、当該事務に係る手数料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第16号

廿日市市民センター条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年2月21日

廿日市市長 松本 太郎

## 廿日市市市民センター条例の一部を改正する条例

廿日市市市民センター条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の11の表中

「

会議室	280円	320円	360円	640円	680円	1,010円
-----	------	------	------	------	------	--------

」

「

を

第1会議室	160円	180円	200円	360円	390円	570円
第2会議室	130円	140円	160円	290円	310円	460円

」

に改め、同表児童室の項を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の11の表の規定は、この条例の施行の日以後の廿日市市四季が丘市民センターの施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の廿日市市四季が丘市民センターの施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

廿日市市四季が丘市民センターの改修に伴い、面積が減少する施設の使用料の額を改定するなどのため、この条例案を提出するものである。



議案第17号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年2月21日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3号中

戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通	450 円	1 証明をもって1 通とする。	を
---	-----	-------	-----------------	---

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この表において「戸籍証明書」という。）の交付	1 通	450 円	1 証明をもって1 通とする。	に、
--	-----	-------	-----------------	----

除かれた戸籍の謄本、抄本又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通	750 円	1 証明をもって1 通とする。	を
---	-----	-------	-----------------	---

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システム（以下この表において「情報提供等記録開示シス	1 件	400 円	1 戸籍電子証明書提供用識別符号をもって1 件とする。	
--	-----	-------	-----------------------------	--

テム」という。)を使用する方法により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報提供等記録開示システムを使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下この表において「除籍証明書」という。)の交付	1 通	750 円	1 証明をもって1通とする。

に、

届出、申請書の受理証明又は届書その他市町村長の受理した書類の記載事項証明	1 通	350 円	1 証明をもって1通とする。
--------------------------------------	-----	-------	----------------

を

除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報提供等記録開示シ	1 件	700 円	1 除籍電子証明書提供用識別符号をもって1件と
------------------------------	-----	-------	-------------------------

システムを使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が情報提供等記録開示システムを使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）			する。
届出若しくは申請書の受理証明、届書その他市町村長の受理した書類の記載事項証明又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容証明	1 通	350 円	1 証明をもって1 通とする。

に、

届書その他市町村長の受理した書類の閲覧	1 件	350 円	1 書類をもって1 件とする。
---------------------	-----	-------	-----------------

を

届書その他市町村長の受理した書類又は戸籍法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情	1 件	350 円	1 書類又は1 の届書等情報の内容を表示したものををもって1 件とする。
--	-----	-------	--------------------------------------

に

報の内容を表示したものの閲覧		
----------------	--	--

改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(提案理由)

戸籍法の一部が改正されることに伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の額を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第18号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年2月21日

廿日市市長 松本 太郎

## 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.7」を「100分の7.7」に改める。

第5条中「2万8,600円」を「3万2,700円」に改める。

第5条の2第1号中「2万3,300円」を「2万3,400円」に改め、同条第2号中「1万1,650円」を「1万1,700円」に改め、同条第3号中「1万7,475円」を「1万7,550円」に改める。

第5条の3中「100分の2.5」を「100分の2.8」に改める。

第5条の4中「10,300円」を「1万1,400円」に改める。

第5条の5第1号中「6,600円」を「7,300円」に改め、同条第2号中「3,300円」を「3,650円」に改め、同条第3号中「4,950円」を「5,475円」に改める。

第19条第1項第1号ア中「2万200円」を「2万2,890円」に改め、同号イ(ア)中「1万6,310円」を「1万6,380円」に改め、同号イ(イ)中「8,155円」を「8,190円」に改め、同号イ(ウ)中「1万2,233円」を「1万2,285円」に改め、同号ウ中「7,210円」を「7,980円」に改め、同号エ(ア)中「4,620円」を「5,110円」に改め、同号エ(イ)中「2,310円」を「2,555円」に改め、同号エ(ウ)中「3,465円」を「3,833円」に改め、同項第2号ア中「1万4,300円」を「1万6,350円」に改め、同号イ(ア)中「1万1,650円」を「1万1,700円」に改め、同号イ(イ)中「5,825円」を「5,850円」に改め、同号イ(ウ)中「8,738円」を「8,775円」に改め、同号ウ中「5,150円」を「5,700円」に改め、同号エ(ア)中「3,300円」を「3,650円」に改め、同号エ(イ)中「1,650円」を「1,825円」に改め、同号エ(ウ)中「2,475円」を「2,738円」に改め、同項第3号ア中「5,720円」を「6,540円」に改め、同号イ(ア)中「4,660円」を

「4, 680円」に改め、同号イ(イ)中「2, 330円」を「2, 340円」に改め、同号イ(ウ)中「3, 495円」を「3, 510円」に改め、同号ウ中「2, 060円」を「2, 280円」に改め、同号エ(ア)中「1, 320円」を「1, 460円」に改め、同号エ(イ)中「660円」を「730円」に改め、同号エ(ウ)中「990円」を「1, 095円」に改め、同条第2項第1号ア中「4, 290円」を「4, 905円」に改め、同号イ中「7, 150円」を「8, 175円」に改め、同号ウ中「11, 440円」を「1万3, 080円」に改め、同号エ中「14, 300円」を「1万6, 350円」に改め、同項第2号ア中「1, 545円」を「1, 710円」に改め、同号イ中「2, 575円」を「2, 850円」に改め、同号ウ中「4, 120円」を「4, 560円」に改め、同号エ中「5, 150円」を「5, 700円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の税率並びに減額に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第19号

廿日市市漁港管理条例及び廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年2月21日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市漁港管理条例及び廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- (1) 廿日市市漁港管理条例（平成17年条例第59号）第1条
- (2) 廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第34号）第3条第2項第33号

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律において漁港漁場整備法の一部が改正され、条例で引用している同法の題名が改められたことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第20号

廿日市市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年2月21日

廿日市市長 松本 太郎

## 廿日市市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

廿日市市子ども医療費支給条例（昭和48年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「満15歳」を「満18歳」に改める。

第5条第1項中「（子どものうち満12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者については、入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療に関する給付が行われた場合に限る。）」を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。

#### （準備行為）

- 2 この条例による改正後の廿日市市子ども医療費支給条例第4条第1項の規定による受給資格の認定及び同条第2項の規定による子ども医療費受給者証の交付に関して必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。

#### （経過措置）

- 3 この条例の施行日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の廿日市市子ども医療費支給条例による医療費の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

子育て世帯が暮らしやすく、住み続けられるための子育て支援を拡充することを目的に、通院及び入院に係る医療費の支給について、支給対象者を拡大するため、この条例案を提出するものである。



議案第 2 1 号

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

廿日市市長 松 本 太 郎

## 廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

廿日市市介護保険条例（平成12年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「3万2,990円」を「3万20円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「4万4,206円」を「4万907円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「4万9,485円」を「4万5,526円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同項第6号から第12号までを次のように改める。

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 7万9,176円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 8万5,774円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 9万8,970円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 10万8,867円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 11万5,465円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 12万2,063円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 13万1,960円

第2条第1項に次の1号を加える。

- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 14万5,156円

第2条第4項中「第2項」を「第6項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万9,794円」を「1万8,804円」に、「4万6,186円」を「4万5,196円」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万9,794円」を「1万8,804円」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中

「前項第1号」を「第1項第1号」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万9,794円」を「1万8,804円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第143条の規定にかかわらず、125万円とする。
- 3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく施行規則第143条の2の規定にかかわらず、200万円とする。
- 4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく施行規則第143条の3の規定にかかわらず、300万円とする。
- 5 令和6年度から令和8年度までの次の各号に掲げる基準所得金額は、令第38条第9項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第9号の基準所得金額 400万円
- (2) 令第38条第1項第10号の基準所得金額 600万円
- (3) 令第38条第1項第11号の基準所得金額 800万円
- (4) 令第38条第1項第12号の基準所得金額 1,000万円

第4条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「若しくは第5号ロ又は第2条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第5号まで又は第2条第1項第6号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の廿日市市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

令和3年度から令和5年度までの介護保険事業計画期間が終了すること並びに介護保険法施行令が改正され、標準段階の多段階化及び標準乗率の見直し並びに所得の少ない者に係る公費による減額賦課に係る基準の見直しが実施されたことに伴い、令和6年度から令和8年度までの新たな介護保険事業計画期間における各年度の所得段階に応じた保険料の額を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第 22 号

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、

同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3後段中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する市町村」を「の規定による市」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  
第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄

に掲げる施設のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に

開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定

指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

- (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。

- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

ること。

- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- 第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の

規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するサービス」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第34条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。  
（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）
- 3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。  
（協力医療機関との連携に関する経過措置）
- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

## 議案第 23 号

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第68号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条

第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第49条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなけれ

ばならない。

- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第32条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第 2 4 号

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）」を、「指定居宅介護支援事業者」の次に「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第4条の見出し中「担当職員」を「従業者」に改め、同条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を、「指定介護予防サービス事業者」の次に「（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「利用料の支払」を「前条第1項の利用料の支払」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。）」を「（介護保険

法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)に改め、同条第4号中「規定」の次に「(第32条第29号の規定を除く。)」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号オの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する市町村」を「の規定による市」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「指定介護予防支援の提供」を「サービスの提供」に、「及び当該指定介護予防支援の評価期間が終了する月並びに当該利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居宅を訪問し、当該」を「、」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(イただ

し書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第23条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 25 号

廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）」を、「指定介護予防支援事業者」の次に「（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第4条第2項中「が35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第30号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された

居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければ

ばならない。

第15条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第30号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する市町村」を「の規定による市」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1

号を加える。

- (3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第24条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第26号

廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和6年2月21日

廿日市市長 松本 太郎

## 廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例を廃止する条例

廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例（平成15年条例第32号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（廿日市市公共施設における禁煙等推進条例の一部改正）

2 廿日市市公共施設における禁煙等推進条例（平成30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

(提案理由)

廿日市市吉和魅惑の里に関し、公の施設としての設置及び管理を廃止するため、この条例案を提出するものである。



議案第 3 5 号

過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 0 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

次のとおり過疎地域持続的発展計画を変更する。

「

6 の (3) の表中	水道整備事業	廿日市市	
	簡易水道整備事業	廿日市市	

」

「

を	水道整備事業	広島県水道広域連 合企業団	に改める。
	簡易水道整備事業	広島県水道広域連	

」

	合企業団	
--	------	--

」

9の(1)のA中「また、学校」の次に「及び学校給食」を加える。

9の(2)のA中「とともに、学校」の次に「及び学校給食」を加える。

「

9の(3)の表中

(1) 学校教育関連施設	校舎	小中学校特別教室空調設備整備事業
		小学校リニューアル事業 (屋上防水改修ほか)

「

	甘日市市		
	甘日市市		

を

(1) 学校教育関連施設	校舎	小中学校特別教室空調設備事業
		小学校リニューアル事業 (屋上防水改修ほか)
	給食施設	学校給食施設リニュー

」

調設備整備	廿日市市	
事業 )	廿日市市	
一アル事業	廿日市市	

に改める。

」

(提案理由)

水道施設事業における事業主体の変更に伴い、過疎地域持続的発展計画の記載の変更を行うとともに、過疎地域の持続的発展に寄与する目的で、学校給食施設リニューアル事業を過疎地域持続的発展計画に加えるため、当該計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

## 議案第 36 号

### 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

浅原辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

# 総合整備計画書

広島県 廿日市市 浅原辺地  
(辺地の人口：535人、面積：7.3km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市浅原  
(2) 地区の中心の位置 廿日市市浅原2614番地1  
(3) 辺地度点数 115点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地区は、佐伯地域の南西部に位置し、大竹市、山口県岩国市と接しています。  
地区の状況は、昭和35年の国勢調査人口1,701人に対し、令和5年4月1日現在の人口は535人で大幅に人口が減少し、高齢化、過疎化が進行しています。

(農道)

農業従事者において、高齢化や担い手不足が進んでおり、営農効率の維持・向上や耕作放棄地の拡大防止につながる取組が必要です。

今回、老朽化が著しい農道本郷2号線（本郷2号橋）の橋りょう実施設計及び整備工事を行うことで、農作業労力の軽減等を図り、農業経営の安定化に資する取組を推進します。

(橋りょう)

広島県が施行する一級河川小瀬川水系小瀬川河川改良事業における市道戸屋原白河線白河橋橋梁架替工事を行います。

今回、県事業にあわせて、現況幅員3.7mを5.0mへ拡幅することで、安心して歩行・通行できる安全な環境の整備を図ります。

(公民館その他の集会施設)

令和6年4月1日から浅原中央活性化センターは指定管理者施設として、地元住民が主体となった指定管理者が施設管理を行うこととなっており、地域自治を基盤とした地域経営を推進し、暮らし続けられる浅原地区の実現を目指しています。

今回、当該施設をユニバーサルデザイン化することで、安心、快適な利用環境を確保し、施設の利用促進及び地域活性化を図ります。

## 3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和8年度まで 4年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
農道 (農道本郷2号線)	廿日市市		74,500		74,500	74,500
橋りょう (白河橋)	廿日市市		103,153		103,153	103,000
公民館その他の集会施設						

(浅原中央活性化センター)	廿日市市	133,611		133,611	133,500
合 計		311,264		311,264	311,000

(提案理由)

浅原辺地において実施している事業の計画期間を延長し、事業費を追加するとともに、新たに公共的施設を整備するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

## 議案第 37 号

### 財産の減額譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を減額して譲渡することについて、市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

廿日市市長 松本 太郎

#### 1 財産の表示

##### (1) 建物

所 在	構 造	延 べ 面 積 (平方メートル)
廿日市市吉和 字東潮原 13 2 番地	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1109.92
	コンクリートブロック造スレート ぶき平家建	7.85
	コンクリートブロック造スレート ぶき平家建	11.70
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	199.80
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	10.66
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	99.37
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	94.40
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	43.36
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	43.36
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	43.36

	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	36.74
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	36.74
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	23.00
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	29.93
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	6.00
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	6.00
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	7.00
廿日市市吉和 字東潮原13 7番地	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	89.43
	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	89.43
	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	89.43
廿日市市吉和 字東潮原13 8番地	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	515.03
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	20.27
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	28.98
廿日市市吉和 字東潮原10 127番地4	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	5.75
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	5.75
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	5.75
廿日市市吉和 字東潮原10 141番地1	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	310.53

(2) 建物以外の定着物

所 在	名 称	延 べ 面 積 (平方メートル)
廿日市市吉和 字東潮原13	バーベキューハウス	51.00
	東屋	9.00

2 番地	東屋	9.00
廿日市市吉和 字東潮原13 8 番地	東屋	5.76

(3) その他工作物並びに電気設備、給排水設備及び井戸

2 譲渡価格 38,027,000円

3 相手方 廿日市市桜尾一丁目12番1号

株式会社 サクラオブブルーリーアンドディスティラリー

代表取締役 白井 浩一郎

廿日市市吉和1893番地

一般社団法人 Good Japan

代表理事 川崎 貴太

(提案理由)

廿日市市吉和魅惑の里の建物等として設置し、及び管理していた市有財産を、減額して譲渡するため、市議会の議決を求めるものである。

## 議案第38号

### 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

廿日市市長 松本 太郎

#### 1 財産の表示

所 在 廿日市市上平良字菊ヶ迫10231番4外5筆

種 別 土 地

地 目 山林及び畑

面 積 8,985.14平方メートル

2 取得価格 59,589,161円

3 相手方 廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市土地開発公社

理事長 原 田 忠 明

(提案理由)

市道堂垣内広池山線整備事業の用地を取得しようとするものであるが、  
買い入れようとする用地の予定価格が2,000万円以上であり、かつ、  
その面積が5,000平方メートル以上であるため、市議会の議決を求め  
るものである。

議案第 39 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 市道路線の認定

番 号	認定路線名	起 点	終 点
1 4 4 2	地 御 前 串 戸 線	廿日市市地御前一丁 目 1 0 7 4 番 3 地先	廿日市市串戸六丁目 5 9 7 番 7 地先
1 4 4 3	峰 高 河 本 3 号 支 線	廿日市市串戸六丁目 6 0 2 番 1 地先	廿日市市串戸六丁目 5 5 番 4 地先
1 4 4 4	佐 方 2 号 支 線	廿日市市佐方字宮ノ 上 1 0 1 7 番 1 地先	廿日市市佐方字宮ノ 上 1 0 0 6 番 3 2 地 先
1 4 4 5	第 3 頓 子 1 号 支 線	廿日市市平良一丁目 1 1 0 5 番 2 地先	廿日市市平良一丁目 1 1 0 7 番 7 地先
1 4 4 6	第 2 小 野 3 号 支 線	廿日市市下平良字小 野 3 7 0 番 3 地先	廿日市市下平良字小 野 3 7 6 番 8 地先
2 0 6 8	小原砂田線	廿日市市津田字下花 上 1 7 8 5 番 6 地先	廿日市市津田字中小 原 2 5 2 1 番 3 地先
2 2 2 2	小 原 砂 田	廿日市市津田字中小	廿日市市津田字中小

	1号支線	原2501番1地先	原2519番2地先
4386	鳴川3号線	廿日市市大野字清水 峯11781番12 地先	廿日市市大野字鳴川 8600番3地先
4675	筏津郷線	廿日市市大野字筏津 1369番4地先	廿日市市大野字郷4 539番4地先
4676	丸石17 号線	廿日市市丸石四丁目 7866番1地先	廿日市市丸石四丁目 7872番5地先
4677	鳴川6号線	廿日市市大野字鳴川 11796番1地先	廿日市市大野字鳴川 8581番地先
4678	鳴川7号線	廿日市市大野字鳴川 8512番1地先	廿日市市大野字鳴川 8600番6地先

## 2 市道路線の廃止

番号	廃止路線名	起 点	終 点
123	新屋敷 河本線	廿日市市串戸五丁目 260番4地先	廿日市市串戸六丁目 55番4地先
2068	小原砂田線	廿日市市津田字下花 上1785番1地先	廿日市市津田字中小 原2519番2地先
4386	鳴川3号線	廿日市市大野字清水 峯11781番3地 先	廿日市市大野字鳴川 8600番6地先

(提案理由)

事業計画のある新設道路などを市道路線に認定し、この認定に伴い路線が重複することとなる市道路線を廃止することについて、市議会の議決を求めるものである。



## 議案第40号

### 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

廿日市市長 松本 太郎

#### 1 財産の表示

品名 令和6年度使用小学校教師用教科書及び指導書

数量 教科書 2,895冊

指導書 2,523冊

2 取得価格 60,649,525円

3 相手方 廿日市市桜尾本町4番7号

株式会社 秦政書店

代表取締役 秦 健太

(提案理由)

廿日市市立の小学校17校に整備する図書を取得しようとするものであるが、買い入れようとする図書の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 4 1 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 財産の表示

品 名 高規格救急自動車

数 量 2 台

2 取得価格 4 5, 5 7 3, 0 0 0 円

3 相手方 廿日市市桜尾本町 1 4 番 4 号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹 内 利 雄

(提案理由)

廿日市消防署及び大野消防署に配備する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

## 議案第42号

### 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

廿日市市長 松本 太郎

#### 1 財産の表示

品名 はしご付消防自動車

数量 1台

2 取得価格 249,700,000円

3 相手方 広島市中区舟入南三丁目13番3号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 筒井 敏之

(提案理由)

廿日市消防署に配備する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第43号

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を廿日市市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

廿日市市長 松本 太郎

氏名 水野 和夫

氏名 山口 靖

(提案理由)

廿日市市固定資産評価審査委員会の委員青木春好及び酒井龍夫の任期が、令和6年3月31日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

議案第 44 号

廿日市市監査委員の選任の同意について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、次の者を廿日市市監査委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

廿日市市長 松本 太郎

識見を有する者のうちから選任する監査委員

氏名 河野 行信

(提案理由)

廿日市市監査委員横山泉の任期が、令和6年3月31日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

議案第 4 5 号

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、次の者を廿日市市公平委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 大 和 耕 一

(提案理由)

廿日市市公平委員会の委員大和耕一の任期が、令和6年3月31日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

議案第46号

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第4条第2項の規定により、次の者を廿日市市教育委員会の委員に任命す  
ることについて、市議会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

廿日市市長 松本 太郎

氏名 石角 剛

(提案理由)

廿日市市教育委員会の委員片嶋学が、令和5年11月10日をもって辞職したので、その後任委員の任命について、市議会の同意を求めるものである。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

令和6年2月21日提出

廿日市市長 松本 太郎

氏名 中田 禎二

氏名 岡本 直美

(提案理由)

人権擁護委員青木敬子及び中田禎二の任期が、令和6年6月30日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。